

保保発 0427 第 1 号
令和 3 年 4 月 27 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度以降の健康スコアリングレポートについて

健康保険制度の円滑な実施について、平素から格段の御尽力を賜り御礼申し上げます。
厚生労働省は、「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月閣議決定）に基づき、保険者のデータヘルスを強化し、企業の健康経営との連携（コラボヘルス）を推進するため、平成 30 年度から日本健康会議及び経済産業省と連携して、各保険者の加入者の健康状態、医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、健康スコアリングレポート（以下「レポート」という。）を作成し、全国平均及び業態平均と比較したデータを見える化する取組を開始しています。また、「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月閣議決定）に示しているとおり、令和 3 年度から現行の保険者単位のレポートに加え、事業主単位のレポートを作成することとしています。

令和 3 年度以降の健康スコアリングレポートの実施に当たり、事業主単位のレポートの作成対象等について、下記のとおりお示ししますので、取組の趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 事業主単位のレポート作成について

(1) 事業主単位のレポートの作成対象について

事業主単位のレポートは、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の対象となる被保険者数が 50 名以上の適用事業所について、健康保険組合から付番されている被保険者証等記号に基づいて、適用事業所単位で作成する。（別添 1 「事業主単位の健康スコアリングレポート（案）」参照。なお、レイアウトは多少変更する場合がある。）

ただし、単一の適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数が 50 名未満の場合であっても、保険者が地域別、業態別等の観点からまとめて複数の適用事業所を事業主マスタ（詳細は 2 を参照）に登録し、登録された複数の適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数が 50 名以上になる場合は、当該複数の適用事業所について 1 つのレポートを作成することとしている。

また、特定健康診査等の実施年度に通年で当該健康保険組合に在籍した者のみがレポートの対象として集計されるため、実施年度の年度途中で所属保険者に変更があった適用事業所及び新設された適用事業所は、レポート作成対象外となる。

(2) 事業主単位のレポート作成に用いるデータの提出方法について

事業主単位のレポート作成に用いる特定健康診査等（法第 18 条第 2 項に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況に関する情報については、法第 16 条第 1 項に規定する調査及び分析に必要な情報に当たり、同条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 3 項の規定により、保険者から厚生労働大臣に対し、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金等が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法等により提供することが義務付けられている。

なお、特定健康診査等の実施状況に関する情報については、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号。）第 44 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項（平成 20 年厚生労働省告示第 380 号。）の規定により、保険者から社会保険診療報酬支払基金に対して、毎年度報告しているデータ（以下、当該報告を「法定報告」という。）のうち、被保険者証等記号以外の本人を特定することができる情報を削除したものと同一であるため、保険者の事務負担等の軽減の観点から、法定報告をもって、法第 16 条及び施行規則第 5 条の規定による報告があったものと取扱うこととし、改めて厚生労働省に対して報告することは不要とすることとする。

2. 事業主マスタの作成に係る留意点について

(1) 事業主マスタの作成について

事業主単位のレポート作成に当たっては、「健康スコアリングの詳細設計に関するワーキング・グループ」においてとりまとめた別添 2 「事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針」（令和 2 年 4 月 2 日）でお示ししたとおり、各健康保険組合において、被保険者証等記号と 1（1）により事業主単位のレポートの作成対象とされている適用事業所との対応表である事業主マスタを作成する必要がある。

また、レポートにおいて、特定健康診査等の実施率、健康状況等の各指標を算出したり、同業態との比較を示したりするために、各適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数及び業態分類の情報も併せて、事業主マスタに登録していただく必要がある。

なお、事業主単位のレポート作成に当たっては、(2) により保険者が社会保険診

療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号と事業主マスタとを突合することとなる。正確なレポートを作成するためにも、法定報告の特定健康診査等の実施状況に関する情報の被保険者証等記号について、正確に入力していただくようお願いする。

(2) 事業主マスタ作成の具体的な方法について

(ア) 事業主マスタの作成方法について

事業主マスタの様式は、別添3のとおり（Excel 様式）である。事業主マスタ作成の留意点については、別添4を参照すること。

(イ) 事業主マスタの提出方法・時期について

事業主マスタは、データヘルス・ポータルサイトを通して、各年7月頃に配布（Excel ファイルで配布予定）するため、各保険者においては、ポータルサイト上で各年10月末までに登録されたい。なお、ポータルサイトにおける操作方法及び提出日の詳細については、追ってお知らせする。

3. 保険者単位のレポート作成について

(1) 保険者単位のレポート作成に用いる医科レセプト等の情報の提出方法について

保険者単位のレポート作成に用いる医科レセプト等の情報については、法第16条第1項に規定する調査及び分析に必要な情報に当たり、同条第2項及び施行規則第5条第3項の規定により、保険者から厚生労働大臣に対し、電子情報処理組織を使用する方法等により提供することが義務付けられている。

当該情報については、従前より法第16条第2項、施行規則第5条第3項及び「高齢者の医療の確保に関する法律第16条の規定により保険者が厚生労働大臣に提供すべき情報等について」（平成21年5月15日付け保発第0515001号厚生労働省保険局長通知）により、各保険者から厚生労働省への提供を求めているところであり、引き続き、適切に対応されたい。

(2) 保険者単位のレポート作成に用いる各保険者の性・年齢階級別加入者数の情報について

保険者単位のレポート作成においては、各健康保険組合の性・年齢構成を考慮した上で、医療費を全国平均等と比較するために、性・年齢調整を行う予定としている（なお、事業主単位のレポートには、医療費は掲載しない。）。

各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数については、厚生労働省保険局保険課から健康保険組合連合会に対し、「年齢階級別加入者数調査」に関するデータ提供依頼を行うこととしているため、了知願いたい。なお、当該情報の提供に同意しない健康保険組合については、追って示す期日までに、厚生労働省保険局保険課まで連絡いただくようお願いする。

なお、当該情報については、保険者単位のレポート作成の際に性・年齢調整を行うことのみを目的として収集するものであり、各健康保険組合の性・年齢階級別加入者数の情報そのものを公表することはないことを申し添える。

4. レポートの送付時期及び送付方法について

レポートについては、11月に法定報告される前年度の特定健康診査等の実施状況に関する情報等に基づき作成し、当該年度末に、データヘルス・ポータルサイトを通して送付することとしている。詳細な日程については、追ってお示しする。

(01234567) ○○事業所 様 2021年度版 貴事業所の健康スコアリングレポート

* 本レポートは、2018～2020年度のデータに基づいて作成しています。

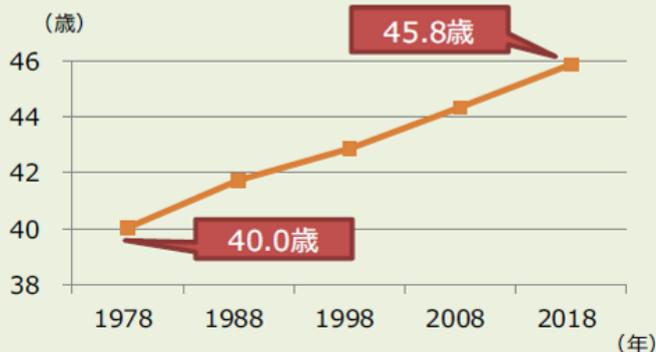
- 我が国は既に人口減少、超高齢化社会に突入し、深刻化する人手不足に加え、従業員の平均年齢の上昇による健康リスクの増大、生産性低下といった構造的課題に直面しています。
- 従業員がいつまでも元気で働き続けられる環境づくり、予防・健康づくりなくして、企業における持続的成長の実現は困難です。
- そのためには、健保組合と事業主（企業）が連携し、一体となって予防・健康づくりの取組を進める必要があります。
- 本レポートでは、事業主と健保組合のコミュニケーションの一助となるよう、予防・健康づくりの取組状況や健康状況等を可視化しています。経営者においては、企業の財産である従業員等の健康を守るために、健保組合と連携した従業員等の予防・健康づくりの取組のさらなる推進にご活用ください。なお、健康状況等に関する詳細情報は健保組合にお問い合わせください。

健保組合の保健事業が健康課題の解決策に！



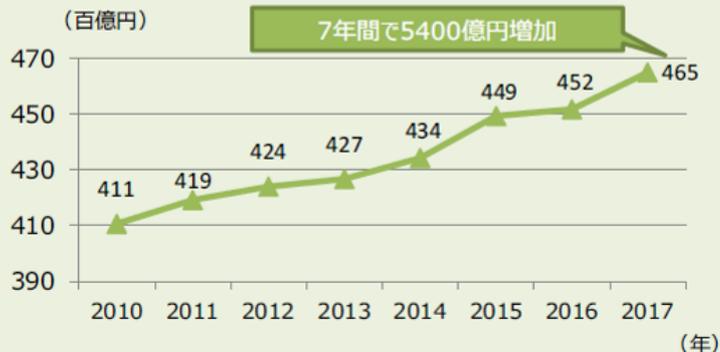
少子高齢化の進展や定年延長といった社会環境の変化に伴い、労働者の平均年齢の上昇に加えて、健保組合における医療費も増加を続けています。こうした中で、従業員等に対する予防・健康づくりの取組をより一層進めるために、事業主と健保組合による協働が求められています。

■ 就業者の平均年齢の推移



※総務省統計局「労働力調査」に基づく推計（5歳階級の中央の年齢に就業者数を乗じた値を積み上げ、全就業者数で除す方法で算出）。

■ 医療費の推移



※厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～」に基づき作成。医療費は全健保組合の総額。

【本レポートで使用する用語の定義】

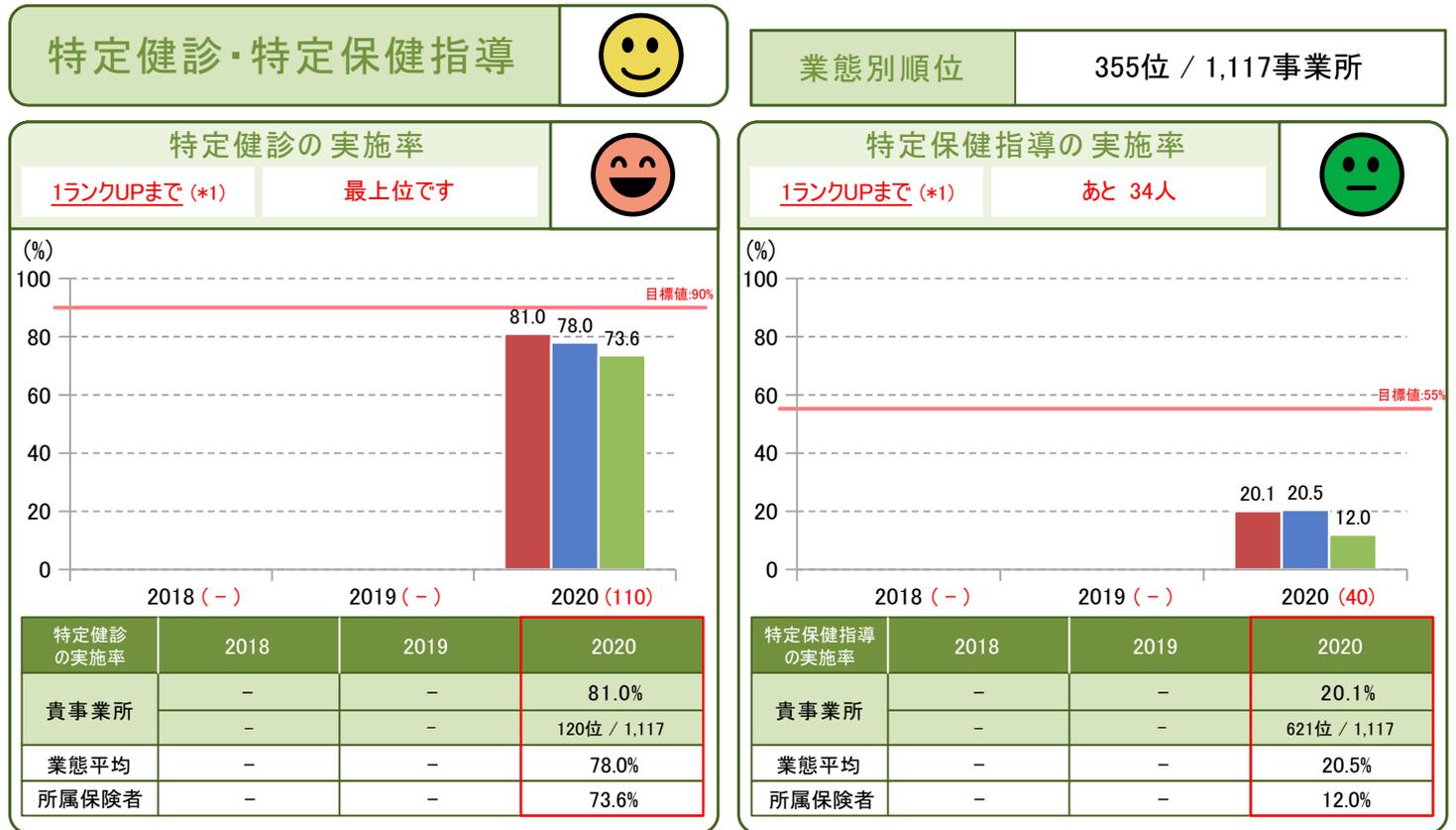
- 「特定健診」：特定健康診査 / 「業態」：事業所における業態(42分類) /
- 「全事業所」：特定健診の対象となる被保険者数50名以上の事業所 /
- 「所属保険者」：所属保険者の平均は、被保険者数50名未満の事業所も含めて算出する /
- 「所属保険者の全事業所平均」：特定健診の対象となる被保険者数50名以上の事業所のみで算出する

貴事業所の業態は以下で表示

社会保険・社会福祉・介護業

貴事業所の予防・健康づくりの取組状況と健康状況の概要

【貴事業所の特定健診・特定保健指導の実施状況】

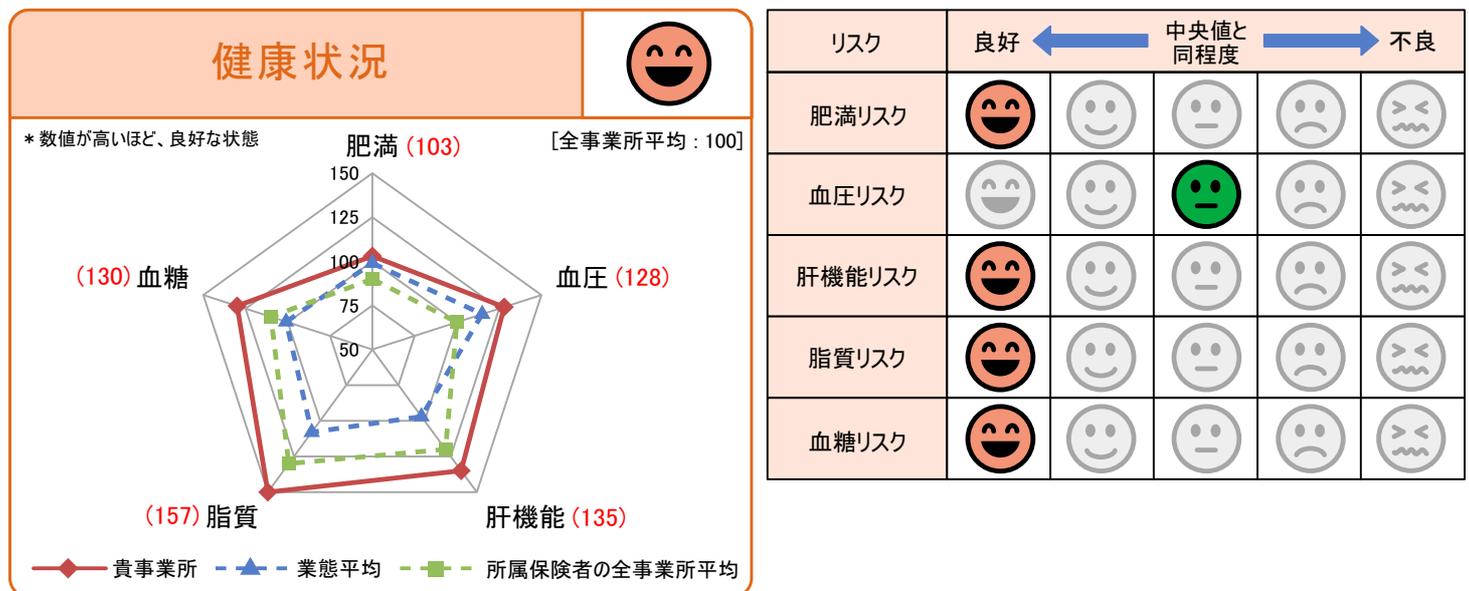


※ 目標値は、第3期（2018～2023年度）特定健康診査等実施計画期間における所属する保険者の種別目標。
 ※ 順位は、業態ごとに事業所のスコアの高い順にランキング。
 ※ ()内の数値は、全事業所平均を100とした際の貴事業所の相対値。
 ※ なお、被扶養者(家族)を含む加入者全体の目標である。

■ 貴事業所 ■ 業態平均 ■ 所属保険者

(*1) "ランクUP"は、5段階評価のランクを1つ上げるための目安（実施人数）を記載

【貴事業所の健康状況】生活習慣病リスク保有者の割合



【参考】若年層からの健康づくりへの取組が大事！

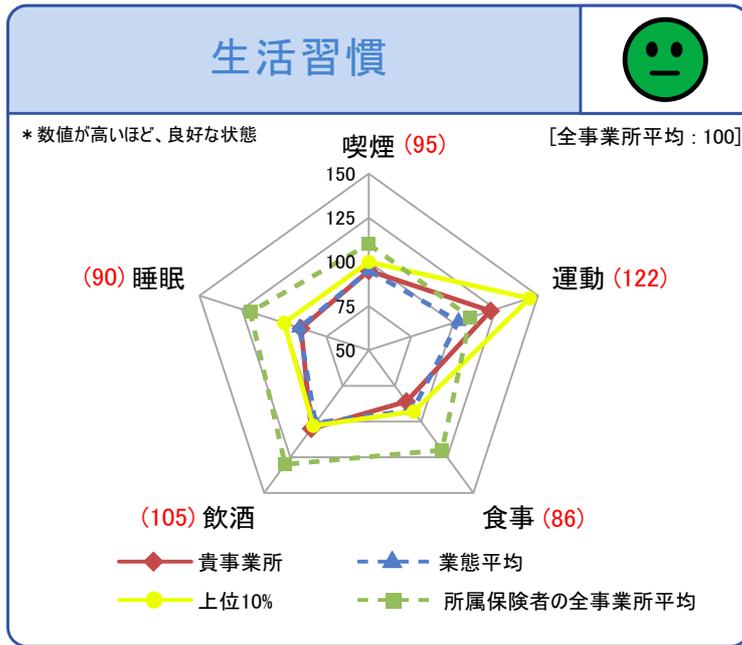
近年、20歳代の肥満者の割合が増加傾向にあり、若年層から健康づくりに取り組むことが重要です。



出典：平成29年国民健康・栄養調査より3年間の移動平均にて作成

貴事業所の生活習慣

【貴事業所の生活習慣】適正な生活習慣を有する者の割合



リスク	良好 ←	中央値と同程度	→ 不良	ランクUPまで (*1)
喫煙習慣リスク	😊😊😊	😊😊😊	😞😞😞	あと 65人
運動習慣リスク	😊😊😊	😊😊😊	😞😞😞	あと 77人
食事習慣リスク	😊😊😊	😊😊😊	😞😞😞	あと 64人
飲酒習慣リスク	😊😊😊	😊😊😊	😞😞😞	あと 29人
睡眠習慣リスク	😊😊😊	😊😊😊	😞😞😞	最上位です

※ 2020年度に特定健診を受診した者のみのデータを集計。
 ※ 生活習慣データについては、一部任意項目であるため、事業所が保存しているデータのみで構成。
 ※ 上位10%は業態ごとの「総合スコア」が上位10%に入る事業所の各項目の平均値を表す。ただし、業態内の事業所数が20以下の場合には、全事業所の「総合スコア」上位10%の平均値を表示。

(*1) 「ランクUP」は、5段階評価のランクを1つ上げるための目安 (リスク対象者を減らす人数) を記載

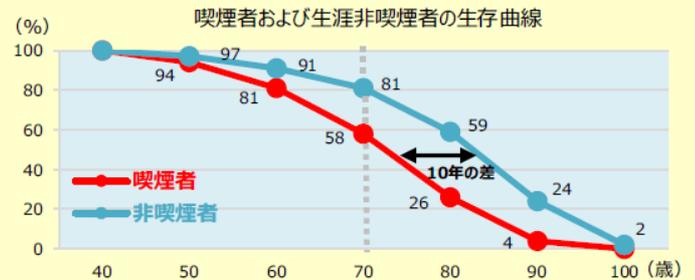
健康状況の経年変化		2018	2019	2020
肥満	貴事業所	-	-	103
	業態平均	-	-	99
血圧	貴事業所	-	-	128
	業態平均	-	-	115
肝機能	貴事業所	-	-	135
	業態平均	-	-	97
脂質	貴事業所	-	-	157
	業態平均	-	-	108
血糖	貴事業所	-	-	130
	業態平均	-	-	101

生活習慣の経年変化		2018	2019	2020
喫煙	貴事業所	-	-	95
	業態平均	-	-	95
	上位10%	-	-	100
運動	貴事業所	-	-	122
	業態平均	-	-	103
	上位10%	-	-	145
食事	貴事業所	-	-	86
	業態平均	-	-	92
	上位10%	-	-	93
飲酒	貴事業所	-	-	105
	業態平均	-	-	101
	上位10%	-	-	103
睡眠	貴事業所	-	-	90
	業態平均	-	-	91
	上位10%	-	-	100

【参考】健康に働き続けるには禁煙が大事！！

非喫煙者と喫煙者では、70歳時点で、35歳からの生存率が前者は81%であるのに対し、後者は58%となっています。健康に働き続けるためには禁煙することが重要です。

出典：Doll R, et al. : BMJ. 328(7455): 1519,2004より作図



← 良好 ← 中央値と同程度 → 不良 →

全事業所平均を100とした際の各事業所の相対値を高い順に5等分し、「良好😊」から「不良😞」の5段階で表記しています。

(注) 【本レポートにおけるデータ対象】
 ・特定健診 (健康状況・生活習慣) : 40~74歳の被保険者。
 ・健康状況・生活習慣は、対象となる被保険者数50名未満の場合データを非表示。

健康スコアリングレポート
2021年度版

厚生労働省 日本健康会議 経済産業省

事業主単位の健康スコアリングレポートの実施方針

2020年4月2日

はじめに

「健康スコアリングレポート」は、「未来投資戦略2017」(2017年6月閣議決定)を受け、各保険者の加入者の健康状況や医療費、予防健康づくりへの取組状況を見える化し経営者に通知する取組として2018年度から実施してきた。今年度、「成長戦略フォローアップ」(2019年6月閣議決定)において、「令和3年度からは、事業主単位で実施する」ことが示された。これに基づき、日本健康会議の下に設置された本ワーキンググループにおいて、保険者単位の健康スコアリングレポートの実施状況等を踏まえ、事業主単位のレポートの内容について議論し、以下の方針で実施することとする。

1. 健康スコアリングの役割

(1) 健康スコアリングの役割

健康スコアリングの目的は、企業と健保組合が従業員等の健康に関する問題意識を共有することにより、両者の連携による取組(コラボヘルス)が促進され、従業員等に対する予防・健康づくりの取組を活性化させることである。そのため、健康スコアリングレポート(以下「レポート」という。)は、コラボヘルスを推進する上での最初のステップとなるコミュニケーションツールとしての役割を果たすことを想定している。また、保険者がデータヘルスを行う際に、全健保組合・同業態内における自組合の立ち位置を把握するためのツールにもなっていることを踏まえ、現行の保険者単位のレポートは、引き続き実施する。

(2) 健康スコアリングレポートの特徴

レポートは、保険者と事業主が連携するための最初のステップとなることを想定していることから、事業主にとってわかりやすいものとなるよう、レポートの内容は最低限必要な情報に限定している。そのため、保険者はレポートを共有する際、コラボヘルスの実施状況に応じて、独自の分析や民間の専門事業者等を活用した詳細なデータ分析をすることや、具体的なアクションにつなげるための対応策の提案を行うことが望ましい。

2. 「事業主単位」の定義

コラボヘルスを推進する上では、事業主や企業の人事・労務管理の担当者、産業スタッフ等と連携することが重要であり、事業主単位のレポートはそのためのツールとして活用してもらうことを目的としている。

健保組合の多くが複数の事業所で組織されている中で、社会保険の適用については、人

事・労務管理等がなされている事業所（適用事業所）の単位で行っており、事業主単位のレポートについては、目的に鑑みると、「適用事業所単位」で作成することとする。

3. 事業主単位のレポート作成概要

健保組合は、適用事業所（以下「事業所」という。）ごとに保険証等に記載されている「記号」を付番し、管理している。この「記号」は、レポートを作成するために必要なレセプト・特定健診等のデータにも記載されているため、事業主単位のレポートは、「記号」をキーとして作成する。

事業主単位のレポート作成に必要な「記号」を含むレセプト・特定健診等データは、2020年度分から支払基金で収集されるため（※）、支払基金においてレポートを作成する予定である。

（※）特定健診等データは現在、保険者で匿名化した上で支払基金へ提出されているが、オンライン資格確認システムの導入に伴い、マイナポータルで本人が特定健診等データを確認できるようにするため、「記号・番号」情報等を含む匿名化前データが保険者から支払基金へ提出されることとなる（開始時期については調整中だが、2021年1月～を予定）。

4. 事業主単位のレポートの作成方針

（1）作成対象

作成対象は、被保険者数50名以上の事業所とする。ただし、保険者が地域別や業態別等の観点から複数の事業所を事業主マスタ（※）にまとめて登録し、被保険者数の合計が50名以上になる場合は、当該複数の事業所について1つのレポートを作成することができる。

なお、小規模の事業所におけるコラボヘルスを推進する観点から、事業主単位のレポート作成対象となる被保険者数については、実施状況を踏まえ引き続き検討する。

（※）事業所と記号が1対1で対応していないケースもあるため、事業主単位のレポート作成には、記号と事業所の対応表（事業主マスタ）が必要である。

（2）送付時期

事業主単位のレポートは、保険者が支払基金に提出した特定健診等データをもとに、法定報告の結果公表の前に作成できるようになるため、前年度の特定健診等のデータを用いたレポートを作成することが可能となる。

可能な限り最新の情報をレポートに記載することで、事業主への訴求力が高まるため、特定健診等の実施年度の翌年度中にレポートを送付する。なお、保険者単位のレポートも、事業主単位と併せて送付することとする。（※）

（※）レポートに記載する保険者単位の特定健診等の実施率は、厚生労働省が実施年度の翌年度末に公表している。支払基金において、レポートに記載する特定健診等の実施率は、公表値と同様の方法で算出するなどして、両者の差が生じないように努める。ただし、レポートにおいては、速報値であることに留意を求めなければならない。

(3) 送付方法

コラボヘルスを推進する観点から、事業主単位のレポートについても、保険者を通して事業所に通知する。

5. 事業主単位のレポートの構成

(1) レポートの掲載データ

事業主単位のレポート(本紙)については、事業主への訴求力を高める観点から、被保険者のデータのみを用いて作成し、被扶養者のデータの扱いについては、レポートの活用状況等を踏まえて検討する。

なお、保険者単位のレポートでは参考資料において、性別・年齢階級別等の詳細データを記載していたが、事業主単位の場合は母集団が小さくなり、個人の特定につながるリスクがあること等を踏まえ、参考資料は保険者単位のレポートにおいてのみ作成することとする。

(2) レポートの項目

事業主単位のレポートの項目は、保険者単位のレポートと同様、

- ・ 特定健診・特定保健指導
- ・ 特定健診の検査項目である健康状況5項目（肥満、血圧、血糖、脂質、肝機能）
- ・ 特定健診の間診項目である生活習慣5項目（喫煙、運動、食事、飲酒、睡眠）

とする。特定健診・特定保健指導については実施率、健康状況及び生活習慣については、作成対象となる全事業所平均を100とした場合の相対値（スコア）を掲載する。

なお、医療費については、事業主単位にすると母数が少なくなり被保険者1人の影響による変動幅が大きくなることが想定されるため、事業主単位のレポートには載せない。

(3) 各項目の参考データ

- ・ 全体の中での立ち位置

全事業所や同業態における自事業所における立ち位置を明らかにするため、作成対象となる全事業所平均や事業所の業態平均、また各事業所のスコアを5段階等で表示する。

- ・ 目標値

保険者単位と同様、保険者・事業主等による予防・健康づくりや業態全体での取組を一層促すため、「特定健診・特定保健指導実施率」及び「生活習慣」については5段階評価において、スコアの向上に必要な人数を記載する。

- ・ 経年変化

中長期的な取組成果や健康リスク・課題が見える化するため、過去3年分のデータを示す。

* 2020年度の特定健診等データから事業主単位化するため、初年度は、過去のデータは表示されない。

(4) データの表示基準

データの表示基準については、保険者単位のレポートと同様、以下のとおりとする。

- ・「特定健診・特定保健指導の実施率」は、全て表示
- ・「健康状況・生活習慣」は、対象となる被保険者数が50名未満の場合は非表示

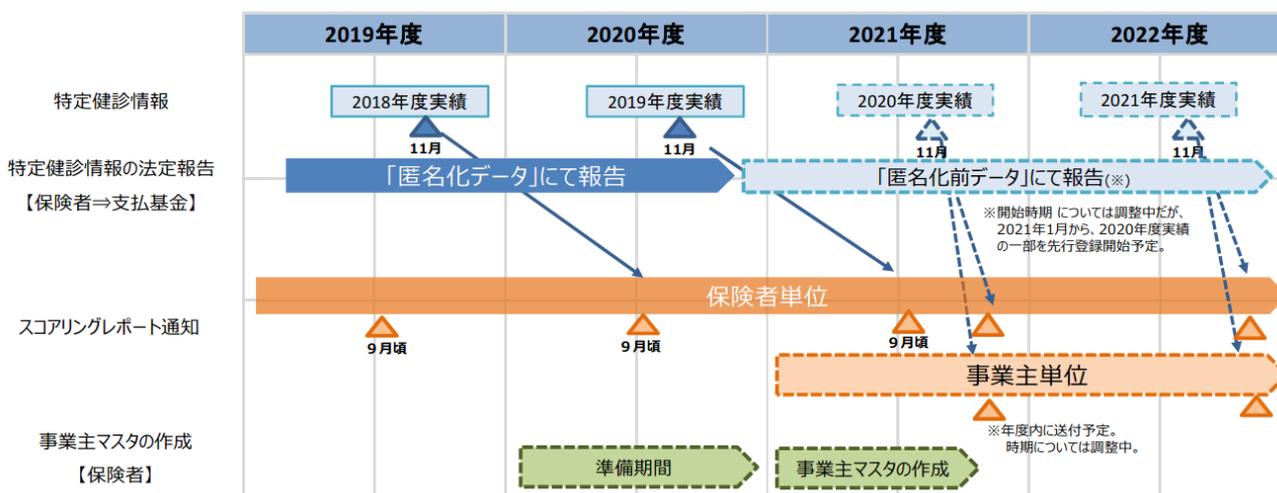
6. 事業主単位のレポートにおける留意点

事業主単位のレポートを作成するためには、記号と事業所の対応表（事業主マスタ）が必要となる。また、各指標の算出や同業態との比較を示すにあたり、各事業所の特定健診の対象者数や業態分類等の情報も必要となるため、事業主マスタの作成と併せて保険者から登録してもらう必要がある。

そのため、事業主単位のレポートは、事業主マスタを提供した保険者が対象となるが、全健保組合・同業態内における自組合の立ち位置を把握するというレポートの趣旨を踏まえ、できる限り多くの事業主の情報を収集する必要があることから、事業主マスタの作成に当たっては、保険者に協力を求めていく。その際、保険者の事務負担をできる限り軽減する観点から、事業主マスタの登録形式等を決める際は、保険者の意見を踏まえながら進めることとする。

* 事業主マスタの詳細については、別途通知する予定。

◆健康スコアリングレポートスケジュール(予定)



事業主マスタ

(別添3)

<事業主マスタの登録データに用いる用語の定義について>

- ・①保険者番号…事業主マスタ提出時点の保険者番号
- ・②適用事業所名…事業主マスタ提出時点で存在する適用事業所の名称
- ・④適用事業所の被保険者数…特定健康診査等の実施年度の4月末時点の被保険者数
- ・⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数
 特定健康診査等の実施年度の4月1日時点における、当該年度中に40歳以上74歳以下に達する被保険者数から、当該年度中に異動、退職等により異動した者及び除外規定(妊産婦・刑務所服役中・長期入院・海外在住等)に該当した者の数を除した数

※上記定義は、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和2年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(令和2年3月31日保発0331第4号厚生労働省保険局長通知)の第1基本事項「二 報告対象」の1に基づいています。

本データは、各適用事業所の【特定健康診査の実施率】を算出する際に使用します。

- ・⑥適用事業所の業態分類コード…別紙「事業所業態分類票」(総務省統計局「日本標準産業分類」)のコードを入力

本データは、各適用事業所の【特定健康診査の実施率の業態別順位】等を算出する際に使用するため、実態に沿った業態を登録してください。
 なお、日本年金機構に届出ている業態分類と異なっても、差し支えございません。

	①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者等記号	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
桁数 形式	8桁	最大28文字	最大40桁	最大10桁	最大10桁	最大2桁
	数字・半角	文字・全角	漢字又は英数	半角数字	半角数字	数字・半角

適用事業所名が28文字を超えた場合は、28文字までは表示。

■事業所業態分類票■

コード	業態分類	解説及び事業例等
01	農林水産業	耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業、育林業、素材生産業、製薪炭業、林業サービス業、狩猟業、漁業、水産養殖業等
02	鉱業、採石業、砂利採取業	鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所〔例〕金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
03	総合工事業	主として土木施設・建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所〔例〕土木建築、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築工事、建築リフォーム工事
04	職別工事業	主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所〔例〕大工工事、とび・土工・コンクリート工事、鉄骨・鉄筋工事、石工・れんが・タイル・ブロック工事、左官工事、板金・金物工事、塗装工事、床・内装工事、解体工事等
05	設備工事業	主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所
06	食料品・たばこ製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料の製造を行う事業所。〔製品例〕畜産食料品、水産食料品、農産保存食料品、調味料、動植物油脂、精穀、製粉、パン、菓子、めん類、豆腐、冷凍調理食品・惣菜等、清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料、有機質肥料等
07	繊維製品製造業	繊維製品の製造を行う事業所〔製品例〕生糸・紡績糸・化学繊維、織物、ニット、網・網・レース・組ひも・フェルト・外衣・シャツ、下着類、和装製品・足袋・繊維製身の回り品、じゅうたん・寝具・タオル等
08	木製品・家具等製造業	製材業その他木製基礎資材の製造及び家具の製造を行う事業所〔製品例〕ベニヤ板・木材チップ、合板、木・竹・とう製容器・たる・おけ、靴形、木製・金属製・プラスチック製家具・組スプリング、宗教用具、建具、びょうぶ・額縁等
09	紙製品製造業	木材、その他の植物原料又は古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、又はこれらの紙から紙加工品を製造する事業所〔製品例〕パルプ・紙・加工紙・紙製容器・段ボール・その他紙を加工した製品等
10	印刷・同関連業	印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所〔製品例〕印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業等
11	化学工業・同類似業	〔製品例〕化学肥料、無機・有機化学工業製品・塩、油脂加工製品・塗料、医薬品、化粧品、火薬・農薬・香料・写真感光材料、石油製品、プラスチック製品、ゴム製品、ガラス、セメント、陶磁器等
12	金属工業	鉄・鋼の製造、圧延鋼材、表面処理鋼材の製造、鉄・鋼の鑄造品・鍛造品、非鉄金属製造業、電線、ケーブル製造業、ブリキ缶・めっき板、食器・刃物・農業用器具、暖房装置・配管工用付属品、ボルト・ナットの製造等
13	機械器具製造業	はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具・電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具・輸送用機械器具等を製造する事業所〔製品例〕ボイラ、ポンプ、農業用機械、建設機械等の生産用機械、測量機械、医療用機械、電子部品・デバイス・電子回路、発電用電気機械、産業用電気機械、通信機械、映像・音響機械、自動車、鉄道車両、船舶、航空機等
14	その他の製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業及び他のいずれの製造業にも分類されない製品を製造する事業所〔製品例〕なめし革・革製品・毛皮製品、貴金属製品、楽器・造花、装飾品、がん具・運動用品、鉛筆・絵画用品、漆器、わら製品・畳・マッチ、看板・情報記録物、眼鏡等
15	電気・ガス・熱供給・水道業	電気、ガス、熱又は水を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所
16	情報通信業	情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに付随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所〔例〕通信業、放送業、ソフトウェア業、情報処理業、インターネット付随サービス業、映像情報製作・配給業、出版業等
17	道路貨物運送業	主として自動車等により貨物の運送を行う事業所〔例〕一般貨物自動車運送業・特別積合せ貨物運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、自転車貨物運送業・リヤカー貨物運送業
18	その他の運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）〔例〕鉄道業、道路旅客運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他運輸に附帯するサービス業
19	卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
20	飲食料品以外の小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、機械器具小売業、その他の小売業に分類されない小売業〔例〕百貨店・スーパー、調剤薬局

21	飲食料品小売業	主として飲食料品を小売する事業所〔例〕野菜、鮮魚、酒類、菓子類・パン、コンビニエンスストア・茶類等・米穀・豆腐等
22	無店舗小売業	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売する事業所、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をする事業所、自動販売機によって物品を販売する事業所及びその他の店舗を持たない小売事業所〔例〕通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業等
23	金融・保険業	銀行業（郵便貯金取扱機関含む）、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
24	不動産業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
25	物品賃貸業	主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所〔例〕各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、音楽・映像記録物賃貸業、貸衣装業等
26	学術研究機関	学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所
27	専門・技術サービス業	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、広告業、獣医学、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の専門・技術サービス業
28	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ピヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
29	宿泊業	宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所〔例〕旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、リゾートクラブ等
30	対個人サービス業	主として個人を対象としてサービスを提供する事業所〔例〕洗濯、理容、美容、浴場、旅行業、家事サービス、衣服修理、物品預り、冠婚葬祭、結婚相談・写真現像等
31	娯楽業	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与える事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所〔例〕映画館、興行場、競輪・競馬場、スポーツ施設提供業・ゴルフ場・フィットネスクラブ、公園・遊園地、遊戯場、カラオケボックス・プレイガイド・芸妓業等
32	教育・学習支援業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関、社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
33	医療業・保健衛生	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業、保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
34	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所〔例〕社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、訪問介護事業・更正保護事業等
35	複合サービス業	郵便局、郵便局受託業、農林水産業協同組合、事業協同組合
36	職業紹介・労働者派遣業	主として労働者に職業を斡旋する事業所及び労働者派遣業を行う事業所〔例〕職業紹介業等、労働者派遣業
37	その他の対事業所サービス業	企業経営を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所〔例〕速記・複写業、建物サービス業、警備業等
38	修理業	自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
39	廃棄物処理業	廃棄物の処理を行う事業所〔例〕一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、死亡獣畜取扱業・放射性廃棄物処理業
40	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術文化団体、政治団体などの他に分類されない非営利的団体〔例〕実業団体・同業団体、労働団体、学術団体・文化団体、政治団体、同好会・育英会・その他の非営利的団体
41	その他のサービス業	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教、集会場、と畜場、他に分類されないサービス業、外国公館、その他の外国公務
42	公務	立法機関、司法機関、行政機関、都道府県機関、市町村機関

事業主マスタ作成の留意点

事業主単位の健康スコアリングレポート作成に際し、事業主マスタの作成が必要となります。事業主マスタを作成に当たっての留意点をまとめましたのでご参照いただけますと幸いです。

「事業所と記号が1対1で紐付いているケース」

◆各事業所の被保険者の特定健診対象者数が50名以上の場合

→各事業所ごとに、事業主マスタへ入力してください。



事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
123456	A事業所	100	130	120	1
123456	B事業所	101	75	50	2

◆各事業所の被保険者の特定健診対象者数が50名未満の場合

→「②適用事業所名」「⑥業態分類」は、いずれかに揃えて入力してください。



事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
123456	C事業所	102	100	20	1
123456	C事業所	103	40	30	1
123456	C事業所	104	60	40	1

≪複数の事業所・記号が紐付いているケース≫

◆一つの事業所に複数の記号が紐付いている場合

→記号ごとに、「④被保険者数」「⑤特定健康診査の対象となる被保険者数」を入力してください。



事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
123456	F事業所	105	120	70	1
123456	F事業所	106	100	50	1

◆複数の事業所に一つの記号が紐付いている場合

→G事業所、H事業所ごとのレポートを作成はできませんが、両事業所合算のレポートを作成することは可能です。

「②適用事業所名」「⑥業態分類」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。

「④被保険者数」「⑤特定健康診査の対象となる被保険者数」は、G事業所とH事業所の合計値を入力してください。



事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
123456	G事業所	107	500	200	1

「事業所の合併・吸収があるケース」

◆2つの事業所を新たな事業所として合併する場合

→「②適用事業所名」は、新たな事業所名で入力してください。



事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
123456	K事業所	108	200	60	1
123456	K事業所	109	100	70	1
123456	K事務所	110	0	0	1

◆既存の事務所を合吸収する場合

→「②適用事業所名」は、吸収元の事業所名で入力してください。



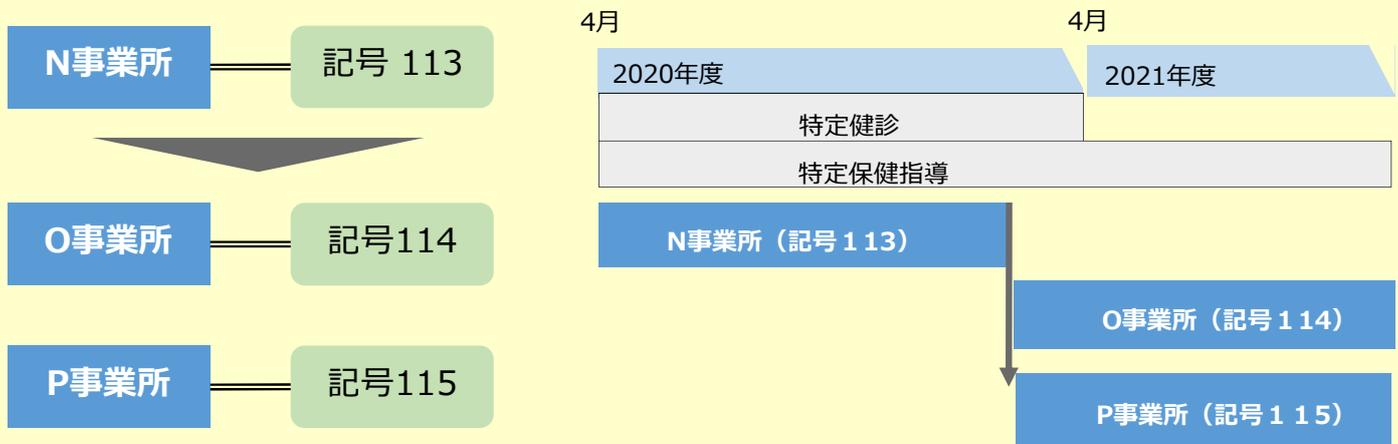
事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
123456	L事業所	111	500	200	1
123456	L事業所	112	200	100	1

「事業所の合併等」

◆新たに2つの事業所に分社化する場合

→記号「113」の特定健診等データが、O事業所かP事業所のどちらに属するか区別できないため、分社化した後の事業所ごとのレポートは作成不可だが、まとめて作成することは可能です。「②適用事業所名」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。

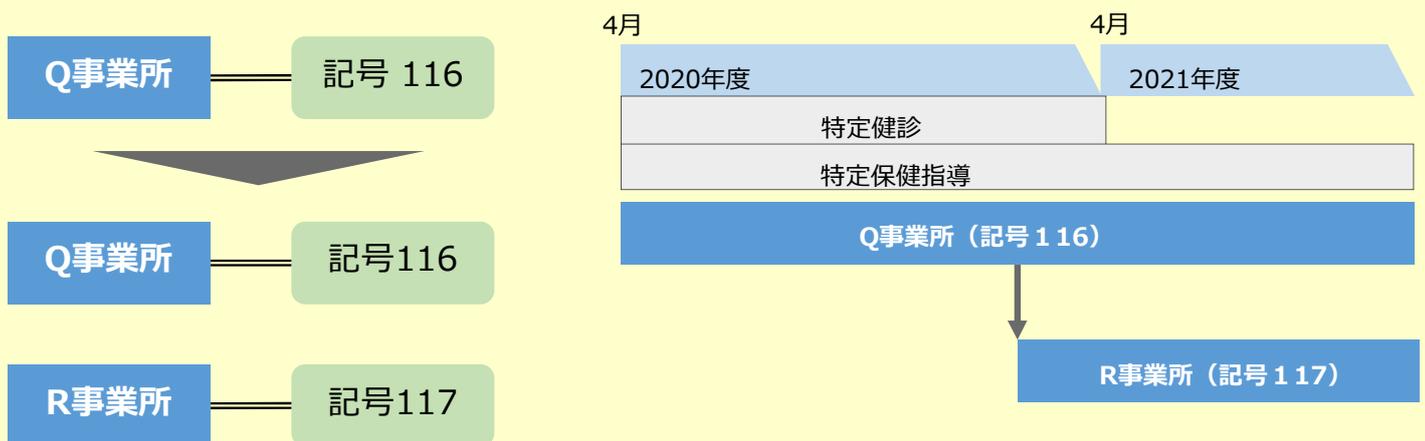


事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号 *複数ある場合は下に列挙	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
123456	O事業所	113	500	300	1
123456	O事業所	114	0	0	1
123456	O事業所	115	0	0	1

◆2つの事業所に分社化する場合

→記号「116」の特定健診等データが、Q事業所かR事業所のどちらに属するか区別できないため、分社化した後の事業所ごとのレポートは作成不可だが、まとめて作成することは可能です。「②適用事業所名」は、いずれかの事業所に揃えて入力してください。



事業主マスタ入力例

①保険者番号	②適用事業所名	③被保険者証等記号 *複数ある場合は下に列挙	④適用事業所の被保険者数	⑤適用事業所における特定健康診査の対象となる被保険者数	⑥適用事業所の業態分類コード
123456	Q事業所	116	500	200	1
123456	Q事業所	117	0	0	1